

所管事項調査

目次

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 組織 | 1頁 |
| 2 | 事務分掌 | 2頁 |
| 3 | 所管事務の現況等（選挙管理事務） | 3～5頁 |
| 4 | 選挙啓発事業の概要 | 5頁 |

選挙管理委員会

令和2年6月



1 組織

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、長から独立した機関として置かれるもので、議会において選出された4人の委員により構成されている。

また、選挙管理委員会に関する事務を処理するため、事務局が置かれている。

(1) 選挙管理委員会

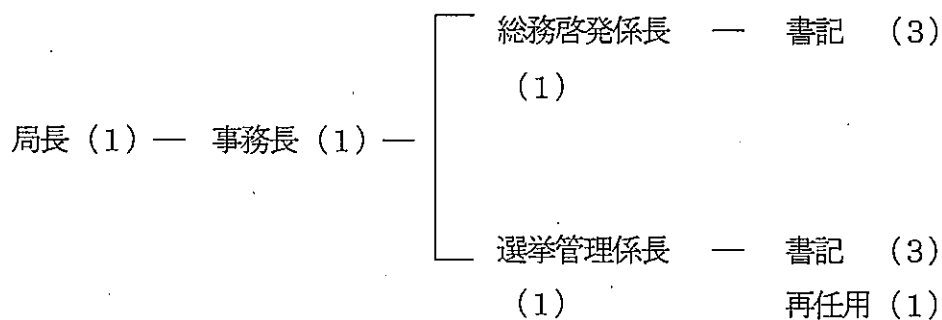
ア 公正中立の執行機関

イ 議会選出4人の委員構成による委員会制（補充員として委員と同数の4人を選出）

任期4年（令和5年12月24日まで）

職名	氏名	任期
委員長	國弘 達夫	令和元年12月25日～令和5年12月24日
委員長職務代理者	富川 忠孝	〃
委員	馬場 尙之	〃
委員	堤 勝彦	〃

(2) 事務局（2係制 現員11人）



職名	氏名
局長	柴原 慎一
事務長	桂 祥
総務啓発係長	今田 麗一
選挙管理係長	須川 達也

2 事務分掌

総務啓発係

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 職員の人事、給与、服務等に関すること。
- (3) 予算の経理に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 委員会の規程の制定改廃に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (7) 選挙争訟に関すること。
- (8) 選挙の啓発、周知等に関すること。
- (9) 選挙運動及び政治活動に関すること。
- (10) 候補者及び当選人に関すること。
- (11) 選挙の公営に関すること。
- (12) 投票区及び投票所に関すること。
- (13) その他選挙関係事項の指導に関すること。
- (14) 他の係の所管に属しないこと。

選挙管理係

- (1) 有権者の資格調査に関すること。
- (2) 各種選挙人名簿に関すること。
- (3) 各種選挙の管理執行に関すること。
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (5) 直接請求に関すること。
- (6) 裁判員制度に関すること。
- (7) 検察審査会に関すること。
- (8) 国民投票制度に関すること。
- (9) 選挙制度の調査研究に関すること。

3 所管事務の現況等 (選挙管理事務)

(1) 「公職選挙法」に基づく事務事業

ア 選挙に関する事務の管理

衆議院小選挙区選出議員選挙

衆議院比例代表選出議員選挙

参議院選挙区選出議員選挙

参議院比例代表選出議員選挙

県知事選挙

県議会議員選挙

市長選挙

市議会議員選挙

イ 選挙人名簿の調製 (登録、抹消)

登録者数 (令和2年6月1日現在)	男 160,206人
	女 192,826人
	計 353,032人

ウ 投票管理者、投票立会人及び開票管理者の選任

エ 投・開票所の事前調査、投票区の設定

オ 選挙運動及び政治活動に関する指導

カ 明るい選挙推進事業の実践

(2) 地方自治法その他の法令に基づく事務事業

ア 「最高裁判所裁判官国民審査法」に基づく国民審査

最高裁判所裁判官の任命後、初めて行われる衆議院議員総選挙の際に実施 (10年経過後再審査)

イ 「検察審査会法」に基づく検察審査員候補者予定者の選定事務

(ア) 毎年9月1日までに、検察審査会事務局から選挙管理委員会へ翌年に必要な員数が割り当てられる。(令和2年 候補者 189人)

(イ) この割り当てられた員数を、選挙管理委員会は9月1日調製の選挙人名簿登録者の中から、選考プログラムによりくじで選定する。

(ウ) 検察審査員候補者予定者に選定された選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した名簿を調製して、10月15日までに検察審査会事務局へ送付する。

- ウ 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員候補者予定者の選定事務
- (ア) 毎年9月1日までに、地方裁判所から選挙管理委員会へ翌年に必要な員数が割り当てられる。(令和2年 候補者 494人)
 - (イ) この割り当てられた員数を、選挙管理委員会は9月1日調製の選挙人名簿登録者の中から、選考プログラムによりくじで選定する。
 - (ウ) 裁判員候補者予定者に選定された選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した名簿を調製して、10月15日までに地方裁判所へ送付する。

エ. 直接請求に関する署名審査事務

地方自治法が定める直接請求は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者が一定の連署をもって、その代表者から請求をすることができる。

請求の種類	必要数
(ア) 条例制定又は改廃の請求 (地方自治法第74条)	50分の1以上
(イ) 監査の請求 (地方自治法第75条)	50分の1以上
(ウ) 議会の解散請求 (地方自治法第76条)	3分の1以上
(エ) 議会の議員の解職請求 (地方自治法第80条)	3分の1以上
(オ) 長の解職請求 (地方自治法第81条)	3分の1以上
(カ) 主要公務員の解職請求 (地方自治法第86条)	3分の1以上

このほか、他の法律及び本市の条例によって、これらと同種の制度が認められているものに、次のものがある。

請求の種類	必要数
(キ) 市町村合併協議会設置の請求 (市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条)	50分の1以上
(ク) 合併協議会設置協議についての選挙人投票の請求 (市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条)	6分の1以上
(ケ) 教育委員会の教育長又は委員の解職請求 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条)	3分の1以上
(コ) 海区漁業調整委員会の委員の解職請求 (漁業法第99条)	海区漁業調整委員会選挙人名簿登録者の3分の1以上
(サ) 政治倫理審査会への調査請求 (長崎市議会議員政治倫理条例第8条及び同条例施行規程第8条)	選挙権を有する者50人以上又は議員4人以上

オ 特別法の住民投票事務

地方自治法第261条に基づく特別法の住民投票の事務を行う。

カ 「日本国憲法の改正手続に関する法律」に基づく国民投票の執行に関する事務

4 選挙啓発事業の概要

事業名	事業概要
選挙器材の貸出し 出前授業、模擬選挙	小・中・高校生を対象に実施
わかもの選挙クロストーク	高校生から社会人を対象に選挙をテーマにしたワークショップを実施
啓発ポスターコンクール	小・中・高校生を対象に、選挙啓発のポスターを募集
グラウンドゴルフ大会	市老人クラブ連合会と共催し、グラウンドゴルフ大会を実施
話しあい学習会の開催 (おたくさの会)	選挙啓発に関することなど、自主的な学習を行う